

機械警備仕様書

1 警備対象物件

- (1) 所在地 南相馬市原町区萱浜字巢掛場45-112
- (2) 対象物 テクノアカデミー浜管理棟及び実習棟
(渡り廊下・コミュニティホールを含む)

2 警備目的

この警備はテクノアカデミー浜（本仕様書において「甲」という。）の火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、もって財産の保全を図り、その業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3 警備業務の実施

- (1) 受託者（以下、「乙」とする。）は、警備対象物件の警備に必要な警備機器を設置し、「6 警備実施時間」に定める時間中、当該警備機器によって感知される異常の有無を把握する警備体制を置くものとし、また、当該警備機器の正常動作を警備本部において確認するために必要な機器を設置するものとする。
- (2) 乙は、乙の事務所に設置された機器表示板等により、警備対象物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確立するものとする。
- (3) 乙は、業務遂行中、警備対象物件に異常が発生したことを把握した場合は、機械警備業者の即時体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年福島県公安委員会規則第1号）第1条の規定に基づき、25分以内に緊急要員を当該物件に急行させ、異常の確認を行い、必要な処置を実施するものとする。また、必要に応じて警察や消防署等関係機関へ通報及びあらかじめ届け出のある甲の緊急連絡者へ連絡するものとする。

4 警備任務

- (1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- (2) 警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
- (3) 火災の早期発見
- (4) 盗難の早期発見と阻止
- (5) 警備機器の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
- (6) 機械警備システム用に警備対象物件に設置された異常感知装置および自動通報装置の点検操作
- (7) その他不測事態の防止と阻止
- (8) その他警備委託者側の要望事項

5 警備基準時間

区分	警備時間
平日	午後5時15分から翌日午前8時30分
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日	午前8時30分から翌日午前8時30分

6 警備実施時間

- (1) 前項の警備基準時間内において、警備対象物件に甲の職員が不在の状態にあるとき。
- (2) 甲又は別に委託する警備員（以下「人的警備員」という。）からの警備機器作動開始の

信号を受けた時に警備を開始し、警備機器作動解除の信号を受けた時までの時間とする。

7 警備機器の設置及び撤去

- (1) 警備機器の設置及び撤去等に係る経費は全額乙の負担とする。ただし、一度設置した警備機器を交換又は移動する際の費用は甲の負担とする。
- (2) 警備機器の設置及び撤去等については、事前に甲乙調整のうえ実施するものとする。
- (3) 乙は、必要に応じて前回の受託業者と連絡調整を行い、警備機器の設置を遅滞なく行うこととする。
- (4) 乙は、契約が満了する場合は乙所有の警備機器すべてを委託期間終了時に撤去する。

8 警備機器仕様

- (1) 使用する回線は、万一その回線が切断された場合でも、警備本部において認知できる機能を有するものとする。
- (2) 火災監視は自動火災報知器より移報結線する。
- (3) 防犯監視は管理棟、実習棟のエリアに分け、各エリアにおいて個別に防犯のセット(警戒)、解除(警戒解除)ができるシステムとし、各種信号情報についても個別に送信できるシステムとする。
- (4) 甲の用意する守衛室において各エリアの防犯セット、解除、異常発生状態を確認できるように表示装置を設置するものとする。
- (5) 機械警備システムの操作運用(セット(警戒)および解除(警戒解除))においては、容易な複製が不可能である専用のキーを利用するものとする。また万一紛失した場合は個別に登録抹消(個別に使用不可能)できる機能を有するものとする。
- (6) 自動通報装置の各種信号情報(警備のセット、解除、異常発生状況)が全て記録され、必要な時に確認できるように、警備対象物件内に警備情報を印字記録できる装置を設置する。
- (7) 自動通報装置は、停電時においても30分以上のバックアップ機能を有するものとし、また、バッテリーの容量については適宜チェックできる機能を有するものとする。
- (8) 自動通報装置は、不法行為や犯罪行為を防止するため、警備機器が接続されている電話回線が使用中であつたり外部からの通話を受信している状態にあつても、これらの通話を強制的に遮断し、警報信号を優先して警備本部に送出することができる機能を有するものとする。
- (9) 機器の設置については、別紙図面のとおりに設置している機器と同等もしくはそれ以上とすること。

9 指揮系統及び権限

- (1) 乙の業務従事者の指揮権は、乙の総括責任者が甲に代わって掌握するものとする。
- (2) 具体的な任務の遂行に当たっては、乙は甲の指示事項に従うこととする。
- (3) 甲は、任務遂行上必要と認められる権限を乙に付与するものとする。

10 報告

乙は、警備対象物件において異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果について、その都度速やかに報告するものとする。

11 鍵の預託

警備上必要なキー等は、甲、乙及び人的警備員間で預託するものとし、授受はそれぞれ預り受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。

12 相互協力

警備実施上、疑義または本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して取り決めるものとする。